

令和4年9月13日

課外活動団体 各位

学生支援担当副総長
佐久間 淳一

新型コロナウイルス感染症に伴う課外活動実施上の留意点について

新型コロナウイルス感染症に関しましては、未だ収束は見通せないものの、全国的に感染者が減少傾向にあり、本学においても同様の状況となっています。こうした状況の変化を踏まえ、国及び愛知県から、陽性者の療養期間を10日から7日に短縮するとともに、無症状者については、5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合、6日目に待機を解除する旨の通知があり、本学でも、総長名で同様の趣旨を周知しているところです。しかしながら、国や県が今回発表した緩和措置は、新型コロナウイルス感染症への対応と社会・経済活動の維持の両立を企図したものであり、医学的には、8日目以降であっても陽性者が周囲を感染させる可能性は否定できません。そのため、課外活動の実施に当たってはより慎重な対応を取る必要があります。つきましては、課外活動に際しては、当面の間、従前どおり、有症状者は10日目まで、無症状者は7日目まで活動を自粛するようお願いいたします。また、当該期間においては、課外活動に限らず、会食や、換気が不十分な場所で30分以上過ごすなど、濃厚接触が起こりやすい状況は回避するとともに、毎日の検温など、自身の健康確認も継続して行うようにしてください。なお、公式戦への出場など、特段の事情がある場合は個別の相談に応じますので、課外活動係に申し出てください。

一時期よりも感染者数が減ってきたとはいえ、まだまだ油断はできません。課外活動の実施に当たっては、換気の徹底など、感染拡大防止策に着実に取り組むようお願いいたします。また、課外活動に伴う会食は、慎むようにしてください。特に、感染対策が不十分な場所での会食、大人数、長時間での会合等は禁止です。

《問合せ先及び書類提出先》

学生支援課課外活動係

gakumu-kagai@adm.nagoya-u.ac.jp